

議案第18号

葛飾区市民活動支援センター条例及び葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2 月 21 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

市民活動支援センター及び勤労福祉会館に駐車場を新設するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区市民活動支援センター条例及び葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

(葛飾区市民活動支援センター条例の一部改正)

第 1 条 葛飾区市民活動支援センター条例（平成17年葛飾区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(9) 駐車場

第 3 条第 2 項中「及び多目的室」を「、多目的室及び駐車場」に改める。

第 5 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表」を「別表第 1 」に改める。

第14条の次に次の 1 条を加える。

(駐車場の使用)

第14条の 2 支援センターを利用する者及び指定管理者が適当と認める者は、駐車場を使用することができる。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第 1 に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第16条第1項中「、別表に」を「別表第1に、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第2にそれぞれ」に改め、同条第3項中「施設等利用料金」の次に「及び駐車場利用料金」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を出車させる際に納付しなければならない。

第17条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金を免除するものとする。

第18条に次の1項を加える。

2 既に納付された駐車場利用料金は、還付しない。

第19条第2項中「及び第13条」を「、第13条及び第14条の2」に改め、「「使用料」と」の次に「、「利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。））」とあるのは「使用料」と」を加え、「第17条」を「同条第3項中「駐車場利用料金を指定管理者に」とあるのは「駐車場の使用料を」と、第17条第1項」に、「前条」を「同条第2項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料」と、前条第1項」に改め、「「施設等の使用料」と」の次に「、同条第2項中「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場の使用料」と」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第16条関係）

名称	限度額（20分につき）
市民活動支援センター・勤労福祉会館駐車場	100円

備考 駐車時間30分までは、無料とする。

（葛飾区勤労福祉会館条例の一部改正）

第2条 葛飾区勤労福祉会館条例（昭和54年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。））」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(8) 駐車場

第3条第2項中「及び多目的室」を「、多目的室及び駐車場」に改める。

第3条の3中「すべて」を「全て」に改める。

第5条中「の施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用）

第12条の2 会館を利用する者及び指定管理者が適当と認める者は、駐車場を使用することができる。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第14条第1項中「、別表に」を「別表第1に、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は別表第2にそれぞれ」に改め、同条第3項中「施設等利用料金」の次に「及び駐車場利用料金」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を出車させる際に納付しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金を免除するものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 既に納付された駐車場利用料金は、還付しない。

第17条第2項中「及び第11条」を「、第11条及び第12条の2」に改め、「「使用料」と」の次に「、「利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と」を加え、「第15条」を「同条第3項中「駐車場利用料金を指定管理者に」とあるのは「駐車場の使用料を」と、第15条第1項」に、「前条」を「同条第2項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料」と、前条第1項」に改め、「「施設等の使用料」と」の次に「、同条第2項中「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場の使用料」と」を加える。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 （第14条関係）

名 称	限度額（20分につき）
市民活動支援センター・勤労福祉会館駐車場	100円

備考 駐車時間30分までは、無料とする。

付 則

この条例は、平成24年 5 月 1 日から施行する。